

高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の適用基準

根拠条例	第3条、第7条
処分等の概要	処理対象廃棄物、受入基準
法令の定め	<p>(処理対象廃棄物)</p> <p>第3条 高座清掃施設組合組合長（以下「組合長」という。）が処理する廃棄物は、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に適合するもので、次に掲げる物とする。</p> <p>(1) 構成市が法の規定により処分すべきし尿等、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物</p> <p>(2) 構成市が処理施設に直接搬入した水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設から生じた脱水汚泥</p> <p>(3) 火災等廃棄物その他の組合長が処理することが必要と認める廃棄物</p> <p>2 前項に規定する廃棄物の処理基準は、規則で定める。</p> <p>(受入基準)</p> <p>第7条 廃棄物を処理施設に搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。</p>
適用基準	<p>1 火災等廃棄物の搬入については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物の種類ごとに分類すること。</p> <p>(2) 搬入者自らが指定された場所に降ろすこと。</p> <p>(3) 組合施設の機器類、重機類等は使用できないものとする。</p> <p>(4) 1日に搬入できる最大量は4tまでとし、1回に搬入できる最大量は3tまでとする。</p> <p>(5) 1日に搬入できる回数は2回とする。</p> <p>(6) 搬入できる時間は、午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時までとする。</p> <p>(7) 搬入できる者は、被災者本人又は親族並びに構成市の一般廃棄物収集運搬許可業者とする。</p> <p>(8) 持ち込むことができる廃棄物は、焼損後に解体作業等を行う前に手続きされた廃棄物のみとする。</p> <p>(9) 受入できない廃棄物が搬入された場合は、搬入者本人が持ち帰るものとする。この場合、荷下ろし後であれば自ら廃棄物を積み込むものとする。</p>

根拠条例	第7条
処分等の概要	受入基準
法令の定め	(受入基準)

## 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の適用基準

	<p>第7条 廃棄物を処理施設に搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。</p>
<p>適用基準</p>	<p>1 受入れできる廃棄物の基準</p> <p>高座清掃施設組合廃棄物の処理に関する条例施行規則第7条のとおりで、受け入れることができない廃棄物でないこと。</p> <p>2 受入れることができない廃棄物の基準</p> <p>受入れることができない廃棄物の具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ふん尿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ等で取り除けるもの</li> </ul> <p>(2) 動物の死体(愛玩動物等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の死体のうち愛玩動物等</li> <li>・焼却炉に入らない大きさのもの</li> </ul> <p>(3) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性廃棄物、アスベスト含有廃棄物、ばいじん、PCB 使用部品、廃水銀等</li> </ul> <p>(4) 有害物質を含むもの又は処理の過程で有害物質を発生させるおそれがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃油、塗料、農薬、鉛酸バッテリー等</li> </ul> <p>(5) 危険性・爆発性のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬、燃料が入った状態での機器類等</li> <li>・電池を取り出していない小型家電製品、おもちゃ等</li> <li>・リチウムイオン電池は 10cm 角の炉の入口を通過できないもの</li> </ul> <p>(6) 高座清掃施設組合が廃棄物継続搬入承認書又は廃棄物臨時搬入承認書において承認していない廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記承認書における許可品目において許可されていないもの</li> </ul> <p>(7) 焼却不可能なもの又は焼却に適さないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃性の布、建築廃材(石膏ボード、瓦、タイル等)</li> </ul> <p>(8) 組合施設を損傷させるおそれのあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釘等の金属類が付いたままの木材等</li> <li>・木材や座布団、綿入り衣類をガムテープやロープ等で縛られたもの</li> <li>・土石類(灰・砂・土・コンクリートブロック等)、クリスタル、大理石、ボウリングの玉、タイヤ等</li> </ul> <p>(9) メーカー等の事業者が回収又は引取りをすることが定められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)等によりリサイクルが</li> </ul>

## 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の適用基準

	<p>定められている品目等</p> <p>(10) 容積又は重量が著しく大きいもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長さが 50cm を超える木材、枝等</li><li>・太さが 10cm を超える木材、枝等</li><li>・厚さが 6cm を超える木材</li><li>・ 2 m を超える布類、ホース等</li><li>・ 50cm×20cm を超えるベニヤ板等の板状のもの</li><li>・ 2 m×2 m を超えるブルーシート、ござ等のシート状のもの</li><li>・ 20kg を超える重量の粉体状のもの</li></ul> <p>※壁紙や人工芝等でロール状のものは、長さ、太さにより受入できない場合があるため要相談。</p> <p>(11) その他、処理施設の管理運営に支障を来たすおそれがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・スプリング、コイル等金属類の入ったマットレス</li><li>・機械類（農機具等、エンジン付き機器）</li></ul> <p>(12) その他受入できない品目</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・耐火金庫、消火器、ソーラーパネル、電気温水器、オイルヒーター、自動車部品、自転車、オートバイ（50cc 含む）、ピアノ</li></ul> <p>(13) 火災等廃棄物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・火災を原因として焼損していないもの又は消火活動等により水害を受けて使用できなくなったもの以外のもの</li><li>・受入基準に合致しないもの</li></ul>
--	---